

佐伯市見守り配食サービスについて QA

Q1：月曜日から日曜日まで毎日配食を頼みたい、昼も夜も配食をとりたい。

A1：市の事業の対象となるのは1週間で6食までとなります。その回数を超える場合は、市の事業の対象とはなりませんので、事業所に直接依頼し、実費でお願いします。金額等の問い合わせは直接事業所にお願いいたします。

Q2：包括支援センターに相談した時点では、「基準表」に該当したが、栄養状態が改善して該当しなくなった。

A2：栄養状態が改善した場合は、事業の対象外となります。なお、当事業の対象外となり、実費で配食を受ける場合は各配食事業所との相談となります。

Q3：曜日ごとで事業所を変えたい。

(例：月曜日～水曜日はA事業所、木曜日はB事業所)

A3：1日1食までであれば事業の対象となるので可能です。決まった曜日での指定は可能ですが、月の前半・後半や週によって事業所を変える等、各月によって異なる形態の指定は対応できません。

Q4：負担金が300円か400円で違いがあるが、どのような違いがあるのか？また、現在300円だが、400円になることがあるのか？

A4：介護保険料率の所得の区分によって負担金が異なります。区分が第1号～3号の方は300円、第4号からは400円となります。毎年7月1日を基準日とし、負担金の確認を行いますので、区分が変更になった方は、負担金も変更になります。

Q5：配食を配る場所・時間について

A5：ご本人の居所となります。安否確認も兼ねた事業となりますので、ご家族宅に届ける等はこの事業では対象となりません。配達時間等は事業所に相談となります。

Q6：対象者が現在配食をとっているが、プランには位置付けていません。こういった方は対象になりますか？

A6：栄養や食事についての課題が無く、ケアプランに記載がない方は対象となりません。課題があり、配食サービスを受けることで、その課題が解決されると思われる場合が対象となります。

Q7：安否確認のみが必要な場合（栄養や食事に関して課題無し）は対象になりますか？

A7：当事業は配食だけでなく安否確認も兼ねておりますが、安否確認のみの目的では対象になりません。

Q8：本人の支払い負担を減らすために当事業の対象としたい。

A8：栄養や食事に関する課題が無く、配食の代金を安くすることが目的の場合は対象となりません。

Q9：介護認定があり担当ケアマネジャーがいるが、ケアプランを作成せず、インフォーマルサービスのみの利用をしている方がいる。この場合、見守り配食サービス事業をどうやって申請すれば良いか。

A9：認定があってもケアプランが無い方は、「基準表」に該当すれば申請することができます。担当ケアマネジャーがいる場合は、担当ケアマネジャーが基準表をチェックし、該当する場合は申請を行ってください。

Q10：ケアプランに配食を位置付け、見守り配食サービス事業と対象となっていた。ケアプランを更新せず終了する場合は、見守り配食サービス事業も終了となりますか？

A10：基本的には終了となり、継続する場合は実費となります。
しかし、栄養について課題があり、基準表に該当する場合は見守り配食サービス事業の対象となります。基準表で再申請を行ってください。

Q11：ケアプランがあるが、現在ケアプランに配食を記載していません。ケアプランに位置付けず、基準表での申請でも良いですか？

A11：ケアプランがある方は、ケアプランに記載があることが必須になります。
ケアプランに位置付ける課題が無い方は、対象にはなりません。
基準表はケアプランが無い方のみとなります。

Q12：協力者はどのような役割があるのですか。

A12：例えば、配食を持って行った際に対象者が不在の場合や本人と連絡がつかない場合等に必要に応じて対象者宅に出向いていただきます。隣人やご近所の知人、すぐに駆け付けることが可能な家族、関係者、担当地区の民生委員等に依頼してください。協力者がいない場合は申請を受け付けることが出来ません。

Q13：基準表のチェックは誰が行いますか？

A13：担当ケアマネジャーが居ない対象者については、基本的に各圏域の包括支援センターが実施します。その他資格を有する関係者が行う場合もあります。

Q14：施設に入所している場合は対象となりますか？

A14：対象外となります。居住先の施設で食事が提供される環境がある場合は施設での食事を優先してください。食事が提供されない曜日がある等の場合は対象となる場合もあります。

令和7年4月1日更新